

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 牧野法施行細則の一部改正  
鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇告示 買収令書交付不能一覽表  
牧野改良事業補助要綱及び草地改良事業受託規程の一部改正
- ◇雜報 農業災害補償法による共済金額等

## 規則

牧野法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第四十二号

牧野法施行細則の一部を改正する規則

牧野法施行細則（昭和二十六年六月鳥取県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方事務所長（市にあつては所在地の地方事務所長）」を「家畜保健衛生所長」に改める。

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第四十三号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程（昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「重要な」を削る。

別表（中）「厚生課」を「厚生援護課」に改める。

別表（中）厚生課欄中知事公室長、部長専決事項に次の一号を加える。

九 遺骨、遺留品の伝達（復員業務規程第三十五条）  
 別表□厚生課欄中課長、局長専決事項に次の三号を加える。  
 三 未帰還者の死亡認定（復員業務規程第二十二條）  
 四 復員費過誤払による徴収（会計法第六條）

五 土器杯の交付  
 別表□厚生課欄中係長専決事項に次の一号を加える。  
 一 傷痍軍人及び遺族き、章交付（軍人傷痍き、章令）  
 別表□中世話課及びその専決事項を削る。

医 務 課

一 病院、診療所、助産所構造設備の修繕又は改築命令（法第二十四條）	一 医療法違反取締
二 病院、診療所、助産所の監理者変更命令（法第二十八條）	二 医師法、歯科医師法違反取締
三 歯科衛生師法違反取締	三 歯科衛生師法違反取締
四 あんま師、はり師、きゆう師、柔道整復師法違反取締	四 あんま師、はり師、きゆう師、柔道整復師法違反取締
五 診療エツクス線技師法違反取締	五 診療エツクス線技師法違反取締
六 人口動態調にかかる市町村吏員統計主事の資格認定（統計法第十條）	六 人口動態調にかかる市町村吏員統計主事の資格認定（統計法第十條）
七 保健婦、助産婦、看護婦法違反取締	七 保健婦、助産婦、看護婦法違反取締

を

衛 生 課

一 病院、診療所、助産所構造設備の修繕又は改築命令（法第二十四條）	一 医療法違反取締	一 食品添加物、器具及び容器、包装、製品検査及び合格証の交付（法第十七條）
二 病院、診療所、助産所の管理者変更命令（法第二十八條）	二 医師法、歯科医師法違反取締	二 不良、不正表示医薬品等の収去及び試験検査並びに処分（法第四十九條）
三 狂犬病予防法による交通し、断又は制限（法第十八條）	三 歯科衛生師法違反取締	三 覚せい剤施用機関及び研究者に対する報告命令（法第三十九條）
四 聴聞会の開催（麻薬取締法第五十二條）	四 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法違反取締	四 違法覚せい剤の処分（法第二十六條）
	五 保健婦、助産婦、看護婦法違反取締	五 毒物、劇物又はその疑あるものの収去及び試験検査（法第十七條）
	六 診療エツクス線技師法違反取締	六 麻薬取扱者に対する報告命令（法第四十六、四十七條）
	七 歯科技工法違反取締	七 大麻栽培者に対する報告命令（法第十五條）
	八 処分犬の損害補償（法第十四條）	
	九 狂犬病発生時の防疫措置（法第十八、十九條）	
	十 と畜場において処理する獣畜の種類及び一日当り頭数の制限（と畜場法第四條第二項）	
	十一 と畜場使用料、と殺解体	

- 料の認可及びその額の変更の認可(と畜場法第一項)
- 十二 覚せい剤施用機関及び研究者の指定(法第三条)
- 十三 聴聞会議長の指名(麻薬取締法施行規則第十条)
- 十四 麻薬取扱者の免許(法第三条)
- 十五 大麻栽培者の免許(法第五条)

予 防 課

- 一 結核予防法による結核に汚染した物件の廃棄及び損失補償(法第三十一条)
- 二 伝染病院、隔離病舎等の設置(法第十七条)
- 三 精神病院の指定(法第五条)
- 四 精神衛生鑑定医の指定(法第十八条)
- 五 人口動態調査にかゝる市町村吏員統計主事の資格認定(統計法第十条)

一 らい患者入所勧奨(法第六条)

に改め、公衆衛生課及びその専決事項並びに業務課及びその専決事項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年五月一日から適用する。

### 告 示

#### 鳥取県告示第二百五十六号

次の土地は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

土地の所在及び対価等

第七十二条第一項の規定により買収することに決定したが、買収令書を交付することができないので、同法同条第四項で準用する同法第五十条第三項の規定によりその内容を公示して交付に代える。

昭和三十一年六月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 土地の所在及び対価等 別表のとおり
- 二 対価の支払方法 供託する
- 三 買収の期日 昭和三十一年七月一日

市郡	村町	大字	字	地番	地目	面積	積	対価	所有者の住所氏名	摘要
西伯郡	名和町	大字	加茂字	手折	一、八〇三ノ三三七	原野	四、五〇〇	四、五〇〇	三二、八〇	西伯郡名和町大字門前森本 登
"	"	"	"	"	一、八〇三ノ三三六	"	"	三、一〇〇	三、一〇〇	"
"	"	"	"	"	一、八〇三ノ四一五	"	"	一、〇〇〇	一、〇〇〇	"
"	"	"	"	"	一、八〇三ノ一六	畑	〇、七〇	〇、七〇	一五、四〇〇	"

